

令和6年(行ウ)第105号(第1事件)、令和8年(行ウ)第198号(第2事件)

第1事件原告 三木一彦 ほか44名

第2事件原告 三木一彦 ほか38名

第1、第2事件被告 国(処分行政庁 国土交通大臣)

準 備 書 面 (5)

令和8年6月19日

東京地方裁判所民事第2部B c 係 御中

被告指定代理人

増 原 英 市  (代)

小 西 俊 

桜 井 聰 

長 沼 俊 樹 

佐々木 優  (代)

高 橋 俊 充  (代)

小 松 輝 男  (代)

矢 澤 一 輝  (代)

高 林 剛 大  (代)

六 車 隆 志  (代)

宮 本 宗 実  (代)

## 目 次

|                                                       |    |
|-------------------------------------------------------|----|
| 第1 請求の趣旨に対する答弁 .....                                  | 6  |
| 1 第2事件に係る本案前の答弁 .....                                 | 6  |
| 2 第2事件に係る本案の答弁 .....                                  | 6  |
| 3 第1事件に係る本案前の答弁(変更) .....                             | 6  |
| 第2 本案前の答弁の理由 .....                                    | 7  |
| 1 第2事件に係る訴えが、行訴法3条6項1号所定の非申請型の義務付けの訴えに当たること .....     | 7  |
| 2 第2事件に係る訴えが「重大な損害を生ずるおそれ」の要件を欠く不適法な訴えであること .....     | 7  |
| (1) 「重大な損害を生ずるおそれ」の意義 .....                           | 7  |
| (2) 第2事件原告らの訴えは「重大な損害を生ずるおそれ」の要件を欠く不適法なものであること .....  | 8  |
| 3 第2事件原告らの一部は、第2事件に係る訴えを適法に提起できる資格(原告適格)を有しないこと ..... | 11 |
| 4 まとめ .....                                           | 11 |
| 第3 請求の原因に対する認否 .....                                  | 12 |
| 1 「第1 はじめに」(4ページ)について .....                           | 12 |
| 2 「第2 当事者等」(4及び5ページ)について .....                        | 12 |
| (1) 「1 原告ら」(4ページ)について .....                           | 12 |
| (2) 「2 被告」(4ページ)について .....                            | 12 |
| (3) 「3 事業者」(4及び5ページ)について .....                        | 12 |
| 3 「第3 大深度法上の規定」(5及び6ページ)について .....                    | 12 |
| (1) 「1 本件認可」(5ページ)について .....                          | 12 |
| (2) 「2 大深度法認可の取消し」(5及び6ページ)について .....                 | 12 |
| 4 「第4 訴訟要件」(6ないし13ページ)について .....                      | 12 |

|                                                              |    |
|--------------------------------------------------------------|----|
| (1) 「1 義務付けの訴えの訴訟要件」(6 ページ)について .....                        | 13 |
| (2) 「2 重大な損害」(6 ページ)について .....                               | 13 |
| (3) 「3 補充性」(7 ページ)について .....                                 | 13 |
| (4) 「4 原告適格」(7 ないし 13 ページ)について .....                         | 13 |
| 5 「第4 違法性」(13 ないし 36 ページ)について .....                          | 14 |
| (1) 柱書き(13 ページ)について .....                                    | 14 |
| (2) 「1 大深度法16条3号(公益上の必要)」(13 ないし 24 ページ)につ<br>いて.....        | 14 |
| (3) 「2 大深度法16条4号(十分な意思と能力)」(24 ないし 33 ページ)<br>について .....     | 16 |
| (4) 「3 大深度法16条5号(基本方針に適合)」(33 ないし 36 ページ)に<br>ついて.....       | 18 |
| 6 「第5 裁量権の逸脱濫用」(36 ないし 38 ページ)について .....                     | 19 |
| (1) 「1 取消処分義務」(36 ページ)について .....                             | 19 |
| (2) 「2 国交大臣の裁量権」(37 及び 38 ページ)について .....                     | 19 |
| 7 「第6 結語」(38 及び 39 ページ)について .....                            | 20 |
| 第4 被告の主張 .....                                               | 20 |
| 1 はじめに .....                                                 | 20 |
| 2 本件事業が大深度法16条3号の要件に該当しなくなった旨をいう第2事件<br>原告らの主張に理由がないこと ..... | 21 |
| (1) 本件事業を施行する必要性が高く、公益目的にも合致していること ...                       | 21 |
| (2) 本件事業を施行するに当たり、大深度地下の使用権を取得する必要性が認<br>められること .....        | 22 |
| (3) 小括 .....                                                 | 23 |
| 3 本件事業が大深度法16条4号の要件に該当しなくなった旨をいう第2事件<br>原告らの主張に理由がないこと ..... | 23 |

|                                                                                               |    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| (1) 第2事件原告らが指摘する事情は、いずれもJ R 東海に事業遂行能力がないことを推認させるものではないこと .....                                | 24 |
| (2) J R 東海は、本件事業の資金面においても十分な事業遂行能力を有していること.....                                               | 25 |
| (3) 小括 .....                                                                                  | 26 |
| 4 本件事業が大深度法16条5号の要件に該当しなくなった旨をいう第2事件原告らの主張に理由がないこと .....                                      | 26 |
| (1) J R 東海は、事業の円滑な遂行のための方策をとっていること .....                                                      | 26 |
| (2) J R 東海は、安全の確保及び環境の保全のための方策をとっていること.....                                                   | 27 |
| (3) 小括 .....                                                                                  | 28 |
| 5 大深度法29条1項2号に基づく使用の認可の取消処分を行わないことが、国土交通大臣の裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものである旨をいう第2事件原告らの主張に理由がないこと ..... | 28 |
| (1) 第2事件原告らの主張 .....                                                                          | 28 |
| (2) 被告の反論 .....                                                                               | 28 |
| 第5 結語 .....                                                                                   | 29 |

被告は、本準備書面において、令和8年(行ウ)第198号事件(以下「第2事件」という。)に係る同年3月30日付け訴状(ただし、同年4月8日付け訴状訂正申立書による訂正及び同月24日開催の口頭弁論期日における口頭訂正後のもの。以下「第2訴状」という。)記載の請求の趣旨に対する答弁をするとともに(後記第1)、本案前の答弁の理由を述べ(後記第2)、請求の原因に対する認否をした上で(後記第3)、第2事件原告らの請求に理由がないことを明らかにする(後記第4)。

なお、略称等は、本準備書面で新たに定義するもののほかは従前の例による。

## **第1 請求の趣旨に対する答弁**

### **1 第2事件に係る本案前の答弁**

- (1) 第2事件原告らの訴えをいずれも却下する
- (2) 訴訟費用は第2事件原告らの負担とする  
との判決を求める。

### **2 第2事件に係る本案の答弁**

- (1) 第2事件原告らの請求をいずれも棄却する
- (2) 訴訟費用は第2事件原告らの負担とする  
との判決を求める。

### **3 第1事件に係る本案前の答弁(変更)**

後記第2の3で述べる点を踏まえ、令和6年(行ウ)第105号事件(以下、「第1事件」といい、同事件に係る訴状を「第1訴状」という。)に係る本案前の答弁を次のとおり変更する(第1訴状別紙原告目録番号12の原告を除いたものである。)

- (1) 第1訴状別紙原告目録番号1ないし9、11、14、17、18、20ないし24、27ないし45の各原告の訴えをいずれも却下する
- (2) 訴訟費用のうち、上記各原告と被告との間に生じた部分は、上記各原告の負担とする

との判決を求める。

## 第2 本案前の答弁の理由

### 1 第2事件に係る訴えが、行訴法3条6項1号所定の非申請型の義務付けの訴えに当たること

第2事件原告らは、本件事業が大深度法16条3号ないし5号の要件に該当しなくなったことを理由として、国土交通大臣が、同法29条1項2号に基づき、JR東海に対して本件処分を取り消すことの義務付けを求めている。そして、第2事件原告らにおいて、このような取消処分を求めることができる旨の法令の規定は見当たらないから、第2事件に係る訴えは、行訴法3条6項1号所定の非申請型の義務付けの訴えに当たる。

### 2 第2事件に係る訴えが「重大な損害を生ずるおそれ」の要件を欠く不適法な訴えであること

#### (1) 「重大な損害を生ずるおそれ」の意義

義務付けの訴えは、裁判所に対し、行政庁が第一次的判断を下す前に具体的な処分をすべきことを命ずる裁判を求めるものであるから、その適法要件については、国民の権利利益の実効的な救済の観点を考慮するとともに、司法と行政の適切な役割分担の在り方を踏まえたものとする必要がある。行訴法は、このような観点から、救済の必要性に関する要件を定めているところ、非申請型の義務付けの訴えは、一定の処分を求める法令上の申請権のない者が、一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるものであり、これが認容された場合には、法令上の申請権のない者にあたかも申請権を認めることと同様の結果となることを考慮する必要がある。そのため、このような訴えが認められるのは、これによる救済の具体的な必要性が高い場合に限られるべきである(南博方原編著「条解行政事件訴訟法〔第5版〕」839ページ参照)。

したがって、非申請型の義務付けの訴えの訴訟要件としての上記「重大な

損害が生ずるおそれ」があると認められるためには、「一定の処分」がされないことにより生ずるおそれのある損害が、その性質や程度等に照らし、行政庁が第一次的判断権を行使する前に当該処分をすべきことを命ずる方法によるのでなければ救済を受けることが困難なものであることを要すると解するのが相当である。

なお、「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれ」があることを基礎づける事情は、訴訟要件に関するものであるから、義務付けを求める第2事件原告らにおいてその主張立証責任を負うというべきである(前掲条解行政事件訴訟法・286ページ)。

## (2) 第2事件原告らの訴えは「重大な損害を生ずるおそれ」の要件を欠く不適法なものであること

### ア 第2事件原告らの主張

第2事件原告らは、本件事業のための工事が継続した場合には「陥没、隆起、水道管の破裂やガス漏れ等の重大事故」が発生し、「家屋の倒壊等による生命・身体・財産の侵害、移住を強いられることによるコミュニティの破壊等が現実のものとなる」から、本件処分が取り消されないことによって「重大な損害を生ずるおそれ」があることは明らかである旨主張しており(第2訴状第4の2・6ページ)、上記事故の具体例として、東京外かく環状道路(以下「東京外環道」という。)の建設工事に関して調布市で生じた陥没事故や、本件事業に関して東京都品川区で生じた地表面の隆起を挙げるようである(なお、岐阜県内で生じた地盤沈下は、いずれも大深度地下を使用していない区域である。)

### イ 被告の反論

(ア) しかしながら、調布市で生じた陥没事故については、特殊な地盤条件下においてカッターが回転不能になる事象(閉塞)を解除するために行った特別な作業に起因するシールドトンネルの施工が陥没・空洞事象の要

因と推定されているところ(乙16・6-4参照)、本件事業区域と地盤の状況等が全く同一であるとは認め難いことからすれば、本件事業でも同様の事故が生じる具体的な危険性があるとはいえない。

また、東京都品川区で生じた地表面の隆起については、最大13センチメートルの隆起が生じたというものであり、それ自体から直ちに第2事件原告らが主張する損害(家屋の倒壊等による生命・身体・財産の侵害など)が生ずるものでもない。

これらの点を踏まえれば、本件処分が取り消されないことによって、第2事件原告らが主張する損害が生ずるおそれがあるとはいえないのであるから、その余の点について検討するまでもなく、第2事件原告らの訴えは「重大な損害を生ずるおそれ」の要件を欠くものである。

- (イ) この点をひとまずおき、本件事業において調布市で生じた陥没事故と同様の事故が生じる(同様の地盤条件の下で、地盤への影響や被害状況等も含めて同様の結果が生じる)と仮定したとしても、第2事件原告らが挙げる損害のうち財産権の侵害をいう点は、経済的な損害をいうものであって、その性質や程度等に照らし、損害賠償等による事後的な回復を受けることでは救済が困難なものであるとはいえないから、これが「重大な損害」に当たるとはいえない。また、第2事件原告らが挙げる「移住を強いられることによるコミュニティーの破壊等」は、いかなる法的利益の侵害をいうものかが判然としないものの、精神的な損害をいうものであるとすれば、その性質や程度等に照らし、損害賠償等による事後的な回復を受けることでは救済が困難なものであるとは考え難いから、これが「重大な損害」に当たるとはいえない。

そこで、生命・身体に対する損害が生ずるおそれについて更に検討すると、仮に本件事業において調布市で生じた陥没事故と同様の事故が生じる(同様の地盤条件の下で、地盤への影響や被害状況等も含めて同様の

結果が生じる)としても、その影響を受けるのはトンネル直上部の土地に限られるから、現に当該土地に居住する者以外の者の生命・身体について損害を生ぜしめるおそれはない。すなわち、調布市で生じた陥没事故については、事故後、当該工事の事業者において、事故発生区域及び周辺の地盤状況の確認のため、ボーリング調査(深層及び浅層)(乙16・3-1ないし3-4ページ。ボーリング調査の位置については、同・3-1ページに記載のとおり。)、地表面変位計測(乙16・3-12及び3-13ページ)、音響トモグラフィ探査(乙16・3-14ページ)、微動アレイ探査(乙16・3-15ページ)等の詳細な検査が行われている。そして、その結果によれば、トンネル縦断方向では、事故発生箇所及び周辺のトンネル直上部においてN値の低下が確認されるなど、地盤に緩みが生じていると判断される状況が認められたのに対し、トンネル横断方向では、トンネル直上部を外れた箇所で、トンネル頂部レベルまでN値が50以上であることが確認されるなど(乙16・3-4のボーリング位置図⑥及び⑦、3-7及び3-14ページ参照)、良好な地盤と判断される状況が認められている(乙16・3-7、3-14及び3-31ページ)。このことからすれば、仮に調布市で生じた陥没事故と同様の事故が生じたとしても、その危険性はトンネル直上部に限定されるから、少なくとも本件事業区域上の土地に居住する者以外の者の生命・身体について損害を生ぜしめるおそれはない。

そうであるところ、第2訴状別紙(2026年4月8日付訴状訂正申立書による訂正後のもの)原告目録(以下、単に「別紙原告目録」という。)番号5、14ないし19、25及び26以外の者は、本件事業区域上の土地に居住する者であるとは認められないのであるから(被告準備書面(2)添付の別紙参照)、本件処分が取り消されないことにより「重大な損害を生ずるおそれ」があるとは認められない。

したがって、少なくとも第2事件原告らのうち別紙原告目録番号1ないし4、6ないし8、21ないし24及び27ないし45の各原告の訴えについては、不適法であることが明らかである(別紙原告目録番号9ないし13及び20は欠番)。

(ウ) 以上のとおりであるから、第2事件原告らの訴えは「重大な損害を生ずるおそれ」の要件を欠く不適法なものであるから、却下を免れない。

### 3 第2事件原告らの一部は、第2事件に係る訴えを適法に提起できる資格(原告適格)を有しないこと

行訴法3条6項1号所定の非申請型義務付けの訴えを適法に提起するためには、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者であることが必要となり、当該法律上の利益の有無の判断については、行訴法9条2項の規定が準用される(行訴法37条の2第3、4項)。

このことからすれば、第2事件に係る原告適格の有無については、第1事件と同様に考えることができるところ、この点に係る被告の主張は、答弁書第2の2(5ないし14ページ)、被告準備書面(2)第2の1(5ないし7ページ)、被告準備書面(3)第2(5ないし13ページ)及び被告準備書面(4)第1(3ないし8ページ)で述べたとおりである。なお、本件事業区域に係る土地上の建物の所有者(共有持分権者)である別紙原告目録番号12の原告に関しては、その敷地に係る権利関係が不明であるものの、審理促進の観点から、第1事件及び第2事件に係る原告適格が認められることは争わない。

以上によれば、別紙原告目録番号1ないし8、14、17、18、21ないし24、27ないし45の各原告は、本件処分の取消しの義務付けを求める「法律上の利益を有する者」に当たらないから、第2事件に係る上記各原告の訴えはいずれも不適法であり、却下を免れない。

### 4 まとめ

以上のとおりであるから、第2事件原告らの訴えは「重大な損害を生ずるお

それ」の要件を欠く不適法なものであるから、却下を免れない(少なくとも別紙原告目録番号1ないし4、6ないし8、21ないし24及び27ないし45の各原告の訴えについては、不適法であることが明らかである。)。また、別紙原告目録番号1ないし8、14、17、18、21ないし24、27ないし45の各原告については、更に本件処分の取消しの義務付けを求める「法律上の利益を有する者」に当たらないから、第2事件に係る上記各原告の訴えはいずれも不適法であり、却下を免れない。

### 第3 請求の原因に対する認否

#### 1 「第1 はじめに」(4ページ)について

認否の限りでない。

#### 2 「第2 当事者等」(4及び5ページ)について

##### (1) 「1 原告ら」(4ページ)について

第1事件原告らの一部が第2事件原告らであることは認め、その余は不知。

##### (2) 「2 被告」(4ページ)について

認める。

##### (3) 「3 事業者」(4及び5ページ)について

おおむね認める。

#### 3 「第3 大深度法上の規定」(5及び6ページ)について

##### (1) 「1 本件認可」(5ページ)について

おおむね認める。

##### (2) 「2 大深度法認可の取消し」(5及び6ページ)について

大深度法29条の規定、及び本件処分が、JR東海に対し、本件事業に関して本件事業区域の使用を認可するものであることは認め、その余は認否の限りでない。

#### 4 「第4 訴訟要件」(6ないし13ページ)について

(1) 「1 義務付けの訴えの訴訟要件」(6 ページ)について

おおむね認める。

(2) 「2 重大な損害」(6 ページ)について

争う。

(3) 「3 補充性」(7 ページ)について

争う。

(4) 「4 原告適格」(7 ないし 13 ページ)について

ア 「(1) 法律上の利益を有する者」(7 ページ)について

おおむね認める。

イ 「(2) 根拠となる法令と関係法令」(8 及び 9 ページ)について

全体として争う。

ウ 「(3) 考慮されるべき利益の内容及び性質」(10 ないし 12 ページ)について

全体として争う。ただし、本件事業区域に係る土地の所有権(共有持分権を含む)を有する者に、第2事件の原告適格が認められることは、争わない。

エ 「(4) 小括」(12 ページ)について

全体として争う。

オ 「(5) 原告らについて」(12 及び 13 ページ)について

(ア) 「ア 所有者ないし共有持ち分権者」(12 ページ)について

別紙原告目録番号15、16、19、25及び26が、本件事業区域に係る土地の所有権者(共有持分権者)であり、第2事件の原告適格が認められることは、争わない。

(イ) 「イ 同居家族ないし占有者等」(12 及び 13 ページ)について

争う。本件事業区域に係る土地上の建物に、その所有者の家族として同居し、又は同建物の一部を単に占有しているにとどまる者は、第2事件の原告適格が認められない。

(ウ) 「ウ 事業区域に係る土地上の建物の所有者」(13ページ)について

前記第2の3で述べたとおり、別紙原告目録番号12の原告に関しては、審理促進の観点から、第1事件及び第2事件に係る原告適格が認められることは争わない。

(エ) 「エ 本件事業区域の周辺の住民」(13ページ)について  
争う。

5 「第4 違法性」(13ないし36ページ)について

(1) 柱書き(13ページ)について

大深度法29条の規定は認め(ただし、「第2号後段」とあるのは「第2号」が正しい。)、その余は認否の限りでない。

(2) 「1 大深度法16条3号(公益上の必要)」(13ないし24ページ)について

ア 柱書き(13及び14ページ)について

大深度法16条3号の規定、及び乙第2号証(97ページ)に第2事件原告らの指摘と概ね同様の記載があることは認め、その余は否認ないし争う。

イ 「(1) 事業の必要性・公益目的」(14ないし22ページ)について

(ア) 「ア 使用開始までの期間」(14及び15ページ)について

a 柱書き(14ページ)について

甲第11号証及び第12号証に引用された記載があることは認め、その余は争う。

b 「(ア) 大深度地下及び全幹法の認可の時期」(14及び15ページ)について

第1段落及び第2段落の第1文は認める。

第2段落の第2文(「同認可がなされた際には」から始まる文)について、大深度地下を使用することが前提とされていたこと、及び甲第

24号証記載の認可(全幹法9条1項に基づく工事実施計画の認可)のおよそ4年後に本件処分がなされたことは認めるが、「あえて認可取得を後ろ倒しにし」た事実はない。

c 「(イ) 実際の工事開始と工事の状況」(15ページ)について  
第1段落は認める。

d 「(ロ) 使用開始までの期間」(15ページ)について

本件処分に係る申請において使用の開始の予定時期が「平成31年度」とされていたこと(乙5の1)、及び本件処分に基づく工事に着手したのが令和3年10月14日であったことは認め、その余は否認ないし争う。

(イ) 「イ リニア中央新幹線自体の公益上の必要」(15ないし22ページ)について

a 「(ア) 本件認可を必要とする理由」(15及び16ページ)について  
第2段落は認め、その余は否認ないし争う。

b 「(イ) リニア中央新幹線整備の公益上の必要性」(16ないし22ページ)について

(a) 柱書き(16ページ)

おおむね認める。

(b) 「① 東海道新幹線の改修工事」(16及び17ページ)について  
否認ないし争う。

(c) 「② 大災害に対する抜本的備え」(17及び18ページ)について

甲第67号証に引用された記載があることは認め、その余は否認ないし争う。

(d) 「③ 東海道新幹線『のぞみ』型の輸送ニーズ転移」(18及び19ページ)について

第1段落、第3段落第1文、第4段落第1文及び第5段落第1文並びに第6段落第1文中「甲66の2はJR東海ではなく、被告が発表した資料である」との記載は認め、その余は否認ないし争う。

(e) 「④ 速達性」(19ないし22ページ)について

第1段落及び第3段落第2文(「現に、新幹線利用者の多くが会社員であり(甲88)、特に頻回利用者の利用目的はビジネスが約6割である(甲89)。」)は認め、その余は否認ないし争う。

ウ 「(2) 大深度地下使用权取得の必要性」(22ないし24ページ)について

(7) 柱書き(22ページ)について

認める。

(4) 「ア 直線に近い線形」(22及び23ページ)について

第1段落第1文、第2段落第2文中「なお、」から「候補に上がっていた」まで及び同第3文(「また、小委員会」から「除外されていた(甲68)。」まで)は認め、その余は否認ないし争う。

(ウ) 「イ 居住環境等への影響」(23及び24ページ)について

第3段落は認め、その余は否認ないし争う。

(3) 「2 大深度法16条4号(十分な意思と能力)」(24ないし33ページ)について

ア 柱書き(24ページ)について

第1文は認め、第2文は争う。

イ 「(1) 工事の期間」(24及び25ページ)について

(7) 柱書き(24ページ)について

JR東海が当初、完了予定時期を明確にしていたことは認め、その余は否認ないし争う。

(4) 「ア 完了見込み」(24及び25ページ)について

第1段落はおおむね認め、第2段落は否認ないし争う。

(ウ) 「イ 工事の現状」(25ページ)について

第1文は認める。第2文は、「本線トンネルの多くは掘削初期段階であることは否認し、その余は認める。第3文は否認する。

(エ) 「ウ 小括」(25ページ)について

争う。

ウ 「(2) 技術的能力」(25ないし30ページ)について

(ア) 柱書き(25ページ)について

争う。

(イ) 「ア シールドマシンの事故」(25及び26ページ)について

第2段落第1文中「実態は大深度地下トンネル初となる「初期掘進」である。」とする部分は否認し、第4段落は争う。その余は認める。

(ウ) 「イ 陥没事故との関連」(26ないし28ページ)について

a 「(ア) 特殊な地盤」(26及び27ページ)について

第1段落は認め、その余は不知、否認ないし争う。

b 「(イ) 調布事故の現場」(27ページ)について

不知、否認ないし争う。

c 「(ウ) 陥没事故の原因」(27及び28ページ)について

第3段落及び第4段落第1文中「直径14mの」から「試みであり」までは認め、その余は否認ないし争う。

d 「(エ) 大深度地下掘削の影響」(28ページ)について

第2段落第1文は認め、その余は不知ないし争う。

(エ) 「ウ 品川の路面隆起」(29ページ)について

第1段落、第2段落第1文中「この北品川工区では」から「4年かかっている上に」まで及び第4段落第1文中「また、地下工事の」から「不可欠であるが」までは認め、その余は否認ないし争う。

(ホ) 「エ 小括」(29及び30ページ)について

リニア中央新幹線の品川・名古屋間の約9割がトンネルであることは認め、その余は争う。

エ 「(3) 工事予算と調達」(30ないし33ページ)について

(7) 柱書き(30ページ)について

全体として争う。

(イ) 「ア 工事予算の増額」(30及び31ページ)について

事実関係はおおむね認め、第2事件原告らの評価は争う。

(ウ) 「イ 財政投融资への依存」(31ページ)について

甲第36号証に記載の限度で認め、その余は全体として否認ないし争う。

(エ) 「ウ 甘い予測」(31ないし33ページ)について

第1段落ないし第3段落の事実関係はおおむね認め、第2事件原告らの評価は争う。

第4段落及び第5段落は、甲第37号証に引用された記載があるという限度で認め、その余は全体として否認ないし争う。

(オ) 「エ 資金の確保可能性」(33ページ)について

甲第85号証に引用された記載があることは認め、その余は不知、否認ないし争う。

(カ) 「オ 小括」(33ページ)について

争う。

(4) 「3 大深度法16条5号(基本方針に適合)」(33ないし36ページ)について

ア 柱書き(33及び34ページ)について

第1段落は認め、第2段落は争う。

イ 「(1) ①について」(34及び35ページ)について

(7) 柱書き(34ページ)について

第1段落及び第3段落第1文中「「事業の円滑な」から「を掲げる」までは認め、その余は否認ないし争う。

(i) 「ア」(34ページ)について

掲記の証拠に記載された限度で認める。

(ii) 「イ」(34ページ)について

認める。

(i) 「ウ」(35ページ)について

第1段落は認め、第2段落は争う。

ウ 「(2) ③について」(35及び36ページ)について

(7) 柱書き(35ページ)について

全体として否認ないし争う。

(i) 「ア」ないし「ウ」(35ページ)について

認める。

(ii) 「エ」(35及び36ページ)について

第1段落は認め、その余は争う。

エ 「(3) 小括」(36ページ)について

争う。

6 「第5 裁量権の逸脱濫用」(36ないし38ページ)について

(1) 「1 取消処分義務」(36ページ)について

大深度法29条の規定は認め、その余は争う。

(2) 「2 国交大臣の裁量権」(37及び38ページ)について

ア 「(1) 大深度地下使用認可の特殊性」(37ページ)について

第1段落第1文は認め、その余は不知、否認ないし争う。

イ 「(2) 裁量権の範囲」(37及び38ページ)について

第1段落第1文並びに第2段落第1文及び第2文はおおむね認め、その

余は争う。

ウ 「(3) 小括」(38ページ)について

大深度法29条の規定はおおむね認め、その余は争う。

7 「第6 結語」(38及び39ページ)について

第1段落並びに第4段落第1文及び第2文はおおむね認め、その余は否認ないし争う。

## 第4 被告の主張

### 1 はじめに

非申請型の義務付けの訴えが認められるためには、「行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められる」ことが必要となるところ(行訴法37条の2第5項)、第2事件原告らは、本件事業が大深度法16条3号ないし5号の要件に該当しなくなったとして、本件処分を取り消さないことが国土交通大臣の裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものである旨主張する。

そうであるところ、これまで被告が繰り返し述べているとおり、大深度法16条3号ないし5号の要件該当性の判断は国土交通大臣の合理的な裁量に委ねられているから(要件裁量)、当該判断が裁量権の範囲の逸脱又は濫用に当たることについては、これを基礎づける事実を行政処分の取消しや義務付けを求める側において証明する責任を負う(前掲条解行政事件訴訟法・282及び286ページ参照)。そして、本件事業が大深度法16条3号ないし5号の要件に該当しなくなったことを基礎づける事情は認められず(後記2ないし4)、これらの要件を満たしている(したがって、本件処分を取り消さない)とする国土交通大臣の判断が、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものであるとはいえないのであるから(後記5)、第2事件原告らの上記主張は理由がない。

以下、詳述する。

## 2 本件事業が大深度法 16 条 3 号の要件に該当しなくなった旨をいう第 2 事件原告らの主張に理由がないこと

### (1) 本件事業を施行する必要性が高く、公益目的にも合致していること

#### ア 第 2 事件原告らの主張

第 2 事件原告らは、次のとおり述べて、第 1 訴状第 3 章第 2 の 1 及び 2 (26 ないし 31 ページ)、原告準備書面 (2) 第 1 の 2 (1) ア (5 ないし 8 ページ) 及び原告準備書面 (4) 第 2 の 2 (16 ないし 19 ページ) などにおける主張を繰り返すようである。

(7) 使用開始時期までに長期間を要するときには、公益目的に合致しないものとして、大深度地下を使用する「公益上の必要」(大深度法 16 条 3 号) が認められないと解すべきであるところ、本件処分から 2 年経過した時点で工事に着手したことからすれば、上記「公益上の必要」が認められず、大深度法 16 条 3 号の要件を満たさなくなった(第 2 訴状第 4 の 1 (1) ア・14 及び 15 ページ)。

(1) リニア中央新幹線を整備する公益上の必要性が認められない場合には、当然に本件事業を施行する必要性が否定されるところ、東海道新幹線の大規模改修工事の「施工手順の選択肢を増やす」ためだけに別の新幹線を整備する必要性はないこと、二重系化したとしても、東海道新幹線と同じ活断層等を横切ることからすれば、大災害に対する抜本的備えとして意味をなさないこと、リニア中央新幹線に「のぞみ」型の輸送ニーズが転移したとしても、東海道新幹線利用者の利便性向上等に寄与することはあり得ないこと、リモートワークの普及によって速達性に対する需要が低減したことからすれば、リニア中央新幹線を整備する公益上の必要性は存在しない(第 2 訴状第 4 の 1 (1) イ・15 ないし 22 ページ)。

#### イ 被告の反論

(7) しかしながら、本件事業を施行する必要性が高く、その必要性が公益目的に合致していることは、被告準備書面(1)第3の3(2)(37ないし40ページ)、被告準備書面(2)第3の2(2)イ(11及び12ページ)並びに被告の令和8年3月31日付け準備書面(4)(以下「**被告準備書面(4)**」という。)第2の2(2)(9及び10ページ)で述べたとおりである。

(1) 第2事件原告らは、本件処分がなされた2年後に工事に着手したことをもって、本件事業を施行する必要性が公益目的に適合しなくなった旨を主張するようであるが(前記ア(7))、現に工事に着手しているにもかかわらず、なぜ本件事業を施行する必要性が公益目的に適合しないことになるのか、その具体的な論拠は明らかにされておらず、主張自体失当というほかない(計画より工事が遅延していることそれ自体は、本件事業を施行する必要性が公益目的に合致していることを否定する事情ではない。 )。

また、第2事件原告らは、本件事業を施行する必要性に関し、本件処分後の事情であるとしてリモートワーク(テレワーク)の普及を挙げるが(前記ア(1))、テレワークの推進により遠隔地への速達性が重要視されなくなる理由は判然としない。現に東海道新幹線の利用状況は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時的に大きく減少したものの、令和6年度にはコロナ禍前とほぼ同等の水準まで回復していることが認められ(乙24・3ページ)、テレワークが普及した現時点においても、遠隔地への速達性の意義が失われる状況にないことは明らかである。

(ウ) したがって、第2事件原告らの前記アの主張は理由がない。

(2) **本件事業を施行するに当たり、大深度地下の使用権を取得する必要性が認められること**

#### **ア 第2事件原告らの主張**

第2事件原告らは、本件事業では「できる限り直線に近い線形」でルー

ト選定がされており、速達性という優先度の低い権利を人格権等に優先して検討しているとか、そもそも「ルートを必要性の観点から検討していなかった」とか、大深度地下を使用することでかえって工事期間が長くなっているなどと述べて(第2訴状第4の1(2)・22ないし24ページ)、原告準備書面(2)第1の2(1)イ(8ないし11ページ)などにおける主張を繰り返すようである。

## イ 被告の反論

しかしながら、本件事業において大深度地下を使用する必要性が認められることは、被告準備書面(1)第3の3(3)(40及び41ページ)及び被告準備書面(2)第3の2(2)ウ(12ないし14ページ)で述べたとおりであり、本件処分後にも、大深度地下を使用する必要性に係る事情の変化は生じていない(第2事件原告らもそのような主張をしていない。)

第2事件原告らは、住宅街の地下を通るルートを選定したことに関して、大深度地下を使用する必要性がない旨を種々主張するが、三大都市圏を始めとする大都市地域においては土地利用の高度化・複雑化が進んでおり、住宅街の地下を通らないルート選定を行うとすれば、道路などの線形に沿って事業を行わざるを得なくなるところ、このような事態を許容することは大深度法の制定経緯と矛盾するのであるから(被告準備書面(1)第2の1(2)ア・26ページ参照)、大深度法の解釈において、第2事件原告らの主張する事情をもって大深度地下を使用する必要性が否定されることはあり得ない。

したがって、第2事件原告らの前記アの主張は理由がない。

## (3) 小括

よって、本件事業が大深度法16条3号の要件に該当しなくなった旨をいう第2事件原告らの主張は理由がない。

## 3 本件事業が大深度法16条4号の要件に該当しなくなった旨をいう第2事件

## 原告らの主張に理由がないこと

- (1) 第2事件原告らが指摘する事情は、いずれもＪＲ東海に事業遂行能力がないことを推認させるものではないこと

### ア 第2事件原告らの主張

第2事件原告らは、次のとおり述べて、第1訴状第3章第3の1(31ないし34ページ)及び原告準備書面(4)第2の1(2)(15及び16ページ)などにおける主張を繰り返すようである。

- (ア) 本件事業は、ＪＲ東海の実業遂行能力の欠如によって、工事の完了時期が延期され、今ではいつ完了するかの見通しさえ立っていないのであり、このことだけをもって見ても、ＪＲ東海に本件事業を遂行する能力がないことは明白である(第2訴状第4の2(1)・24及び25ページ)。
- (イ) 本件事業においては、北品川工区や愛知県坂下西工区でシールドマシンのトラブルが発生し、北品川工区では更に路面の隆起も起きていることなどの事情からすれば、ＪＲ東海が事前に十分な地質調査等を行っていないか、適切な調査能力及び判断能力を有していなかったことを示しており、本件事業を最後まで適切に遂行する意思と能力があるとは到底認められない(第2訴状第4の2(2)・25ないし30ページ)。

### イ 被告の反論

しかしながら、被告準備書面(1)第3の4(42及び43ページ)及び被告準備書面(2)第3の3(14ないし19ページ)で述べたとおり、大深度法16条4号の要件は、①法的な観点、②資金面、③組織・人員の観点等から判断されるものである。第2事件原告らは、工事の遅れや施工上のトラブルを挙げて、ＪＲ東海は「本事業を遂行する技術的能力を有していない」と主張するが、第2事件原告らが挙げる事象は、いずれも国土交通大臣が本件処分時に同号要件を満たす判断とした事業計画書等の根拠資料の記載事項を覆すものではない。

また、この点をおくとしても、被告準備書面(4)第2の1(8及び9ページ)で述べたとおり、施工上のトラブルについても、地盤の状況等の全てを事前に予測することは困難であること、J R 東海において、原因の調査・分析、対策の徹底を行い、同様のトラブルが発生しないようにする体制を整えていることを踏まえれば、トラブルが生じたことのみをもって、J R 東海の技術的能力が欠如しているとはいえない。

したがって、第2事件原告らの前記アの主張は理由がない。

(2) J R 東海は、本件事業の資金面においても十分な事業遂行能力を有していること

ア 第2事件原告の主張

第2事件原告らは、本件事業に係る工事予算について大幅な増額が見込まれていること、J R 東海が約3兆円を国から借り入れていること、J R 東海の収支予測等がコロナ禍後の状況に照らし現実的ではないことなどからすれば、J R 東海には本件事業を遂行する十分な意思も能力もないなどと述べて(第2訴状第4の2(3)・30ないし33ページ)、第1訴状第3章第3の2(34ないし36ページ)及び原告準備書面(4)第2の1(1)(12ないし15ページ)などにおける主張を繰り返すようである。

イ 被告の反論

しかしながら、被告準備書面(2)第3の3(2)ウ(17及び18ページ)で述べたとおり、大深度法16条4号の要件に係る②資金面からの判断とは、当該事業の施行に必要な財源に対する措置等が講じられているかなどを見るものであって(乙2・98及び99ページ参照)、第2事件原告らが指摘する事情(予算が増額したことや財政投融资を利用したこと)とは直接の関係がない。

また、第2事件原告らがJ R 東海の収支予測は現実的ではないなどと種々主張する点について、J R 東海の運輸収入は、本件処分がなされた平

成30年度(2018年度)と比較して、令和6年度(2024年度)に102.6%、令和7年度(2025年度)には113.5%と、コロナ禍以前の水準を上回る状況にある(乙24・21ページ、乙25・25ページ)。このことに加えて、JR東海が、「総工事費が7.04兆円から11.0兆円に増加する見通しとなり、これを受け、一定の前提を置いて試算した結果、工事資金を確保し、健全経営と安定配当を堅持できることを確認しました。」(乙25・2ページ)と発表していることも踏まえれば、資金面から見た事業遂行の意思と能力が失われたと認められるような状況が生じていないことは明らかである。

したがって、第2事件原告らの前記アの主張は理由がない。

### (3) 小括

よって、本件事業が大深度法16条4号の要件に該当しなくなった旨をいう第2事件原告らの主張は理由がない。

## 4 本件事業が大深度法16条5号の要件に該当しなくなった旨をいう第2事件原告らの主張に理由がないこと

### (1) JR東海は、事業の円滑な遂行のための方策をとっていること

#### ア 第2事件原告らの主張

第2事件原告らは、JR東海の情報公開が不十分であり、基本方針に定められた「事業の円滑な遂行」のための「事業にかかる説明責任」を果たしていないなどと述べて(第2訴状第4の3(1)・34及び35ページ)、原告準備書面(2)第1の4(1)ア(16及び17ページ)などにおける主張を繰り返すようである。

#### イ 被告の反論

しかしながら、被告準備書面(1)第3の5(2)イ(44及び45ページ)及び被告準備書面(2)第3の4(2)イ(22及び23ページ)で述べたとおり、基本方針に定められた「事業の円滑な遂行のための方策がとられているこ

と」として想定されているのは、事業の構想・計画段階における情報の公開等や、大深度地下の使用の認可申請を行った場合の説明会の開催等であり、これらはいずれも適切に行われている。

また、第2事件原告らが指摘する事象のうち、東京都町田市における湧水・泡の発生については、JR東海においてオープンハウス型説明会を実施しており(甲70)、「必要に応じ、説明会の開催等により住民への周知措置を適切に行う」とする基本方針に反するものではない。

なお、第2事件原告らは、静岡県や岐阜県瑞浪市などの大深度地下を使用していない区域(本件事業区域外)における事情についても種々主張するが、これらは、基本方針に定められた「大深度地下における公共の利益となる事業の円滑な遂行」の適合性とは無関係である。

したがって、第2事件原告らの前記アの主張は理由がない。

## (2) JR東海は、安全の確保及び環境の保全のための方策をとっていること

### ア 第2事件原告らの主張

第2事件原告らは、東京都町田市における湧水と泡の発生や、東京都品川区における地表面の隆起等の事象を挙げて、JR東海が基本方針に定められた「環境の保全」のための措置を十分にとっていないなどと述べて(第2訴状第4の3(2)・35及び36ページ)、原告準備書面(2)第1の4(1)イ(17ページ)などにおける主張を繰り返すようである。

### イ 被告の反論

しかしながら、そもそも大深度地下を使用する本件事業において、地盤の状況等を事前に予測することには困難な面があるから、第2事件原告らが指摘する事象(東京都町田市における湧水と泡の発生、東京都品川区における地表面の隆起)が発生したという一事をもって、環境の保全のための措置が十分に取られていないということにはならない。かえって、JR東海は、これらの事象に係る原因の調査・分析、対策の徹底を行い、同様

のトラブルが発生しないようにする体制を整えていることが認められ(乙22参照)、このような対応が、「個々の施設ごとに詳細な調査分析を行い、計画、設計、施工、供用・維持の各段階で環境対策を検討していくことが必要である。」と定める基本方針に反するものでないことは明らかである。

なお、第2事件原告らは、岐阜県内で施工された工事における水位の変化や地盤沈下についても主張するが、被告準備書面(2)第3の4(2)ウ(23ページ)で述べたとおり、これらはそもそも大深度地下を使用していない区域(本件事業区域外)での事象であり、基本方針に定められた大深度地下の使用に伴う「環境の保全」の適合性とは無関係である。

したがって、第2事件原告らの前記アの主張は理由がない。

### (3) 小括

よって、本件事業が大深度法16条5号の要件に該当しなくなった旨をいう第2事件原告らの主張は理由がない。

## 5 大深度法29条1項2号に基づく使用の認可の取消処分を行わないことが、国土交通大臣の裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものである旨をいう第2事件原告らの主張に理由がないこと

### (1) 第2事件原告らの主張

第2事件原告らは、本件事業が大深度法16条3号ないし5号に該当しなくなったということを前提として、大深度法29条1項2号所定の使用の認可の取消しについて、国土交通大臣には裁量権が与えられておらず、直ちに取消処分をしなければならないなどと主張する(第2訴状第5・36ないし38ページ)。

### (2) 被告の反論

第2事件原告らは、いわゆる効果裁量について種々主張するようであるが、これまで被告が繰り返し述べてきたとおり、大深度法16条3号ないし5号の要件該当性の判断は国土交通大臣の合理的な裁量に委ねられており(要件

裁量)、国土交通大臣が裁量権の行使として行った判断が裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものとして違法と評価されるのは、当該判断が裁量権の行使として行われたことを前提に、当該判断が重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られると解すべきである(被告準備書面(1)第4の2(2)ウ及び同3(2)ウ・55、56、59及び60ページ、被告準備書面(2)第3の4(2)ア・20ないし22ページ参照)。そして、前記2ないし4で述べたとおり、本件処分後の事情を考慮しても、本件事業が大深度法16条3号ないし5号の要件に該当しなくなったことを基礎づける事情は認められず、これらの要件を現在も満たしているとする国土交通大臣の判断は、重要な事実の基礎を欠くものでも、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものでもないから、当該判断について裁量権の範囲の逸脱・濫用があるとはいえない。

そうだとすれば、第2事件原告らの前記(1)の主張は前提を欠くものというほかないから、その余の点を検討するまでもなく、当該主張は理由がない。

## 第5 結語

以上のとおり、第2事件原告らの訴えはいずれも不適法であるから、速やかに却下されるべきであり、仮に適法であるとしても、同訴えに係る第2事件原告らの請求は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以 上